

(別表4)
 「構造改革特区の第13次提案等に対する政府の対応方針」(平成20年10月23日構造改革特別区域推進本部決定)における「全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」に関するフォローアップ結果

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)	所管省庁
525 2009	在留資格「就学」の受入れ教育機関となる各種学校に準ずる機関を審査するための枠組みの検討	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)	在留資格「就学」の受入れ教育機関となる各種学校に準ずる機関を審査するための枠組みに関する知的財産戦略推進本部・法務省ほか関係省庁による検討結果を踏まえ、本規制改革事項の平成20年度中の実施に向けて、所要の措置を講ずる。	平成20年度中	在留資格「就学」の受入れ教育機関となる各種学校に準ずる機関(ファッション・デザイン分野の民間教育機関)を審査するための枠組を平成20年10月に設け、申請があれば審査を行うことができるよう、措置を講じた。(法務ウ25)	平成20年度措置済	法務省 内閣官房(知的財産戦略推進事務局)
840 995	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所を認定こども園として利用する場合の財産処分承認手続の簡素化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条	就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するという制度の趣旨に鑑み、認定こども園に係る財産処分承認手続の簡素化について検討し、平成19年度中に結論を得る。	平成19年度中に結論	認定こども園に係る財産処分手続については、幼稚園と保育所の連携を一層進め、認定こども園の設置を促進する観点から、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(平成20年6月18日20文科施第122号)、「私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)に係る財産処分の承認について」(平成20年7月30日20文科初第490号)「認定こども園等に係る保育所の財産処分の取扱いについて」(平成20年3月25日雇児発第0325004号)を発出し、幼稚園の一部を保育所に転用等を行うこと又は保育所の一部を幼稚園等に転用等を行うことにより認定こども園となる場合には、財産処分に係る補助金相当額の国庫納付を要しないなどの国庫納付等の取扱いの変更や、当該財産処分の前にそれぞれ文部科学大臣又は地方厚生(支)局長への報告をもって承認があったものとするなどの簡素化を図った。(地域ア29)	平成19年度及び平成20年度措置済	文部科学省 厚生労働省
993	所在地変更による健康保険証の再作成の廃止	健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第48条	政府管掌健康保険は、平成18年6月に、「健康保険法等の一部を改正する法律」が国会で成立、公布され、平成20年10月に国とは切り離した新たな保険者として全国健康保険協会を設立し、自主自律の運営のもとに都道府県単位の財政運営を基本として健康保険事業を実施していくこととなっている。平成20年10月に稼働する全国健康保険協会の新たなシステムにおいては、市町村合併等による社会保険事務所の管轄の変更に伴う被保険者証の再作成は必要としないようにシステム的に対応する方向で準備を進めている。なお、上記以外の事業所の所在地を変更した場合の政府管掌健康保険の被保険者証の取扱いについては、一定の条件の下に再作成は不要とする方向で平成19年度内に検討する。	平成19年度中に結論	政府管掌健康保険は、平成20年10月に国とは切り離した新たな保険者として全国健康保険協会を設立し、自主自律の運営のもとに都道府県単位の財政運営を基本として健康保険事業を実施しているところである。市町村合併等による社会保険事務所の管轄の変更に伴う被保険者証の再作成については必要としないようにシステム的に対応するとともに、上記以外の事業所の所在地を変更した場合の政府管掌健康保険の被保険者証の取扱いについては、一定の条件の下に再作成は不要とする方向で平成20年9月30日に所要の措置を講じた。(医療ウ)	平成20年度措置済	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期
994	被用者保険資格喪失時の喪失情報通知の義務化	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第113条の2	社会保険庁からの国民年金の被保険者の種別の変更等に関する情報の提供事務について、平成20年度中を目途に実施することとする。	平成20年度中を目途に実施
996	医療従事者の労働派遣	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和61年政令第95号)第2条	医療分野における労働者派遣のニーズや紹介予定派遣の運用状況、医療サービスの質や同じチームで働く常勤の職員の負担への影響等を踏まえつつ、医療従事者の派遣労働を可能とすべく検討し、平成19年度中に結論を得る。	平成19年度中に結論
1024	玄米及び精米品質表示要件の緩和	国内産農産物銘柄設定等申請要領(平成16年3月12日付け15総食第719号農林水産省総合食料局長通知)	「食品の表示に関する共同会議」において、米の品種等の表示に係る農産物検査以外の証明法の適用について検討を行っていたところ、農産物検査法に基づく農産物検査規格について、産地品種銘柄の指定を弾力化する方向で制度が見直されることとなった。これを受けて、平成21年産からの新制度導入に向け要領改正を行う。	平成20年度中

フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)	所管省庁
国民年金被保険者種別の変更等の情報について、社会保険庁から市町村の国民健康保険担当部局に提供する。(金融才)	平成20年度中を目途に実施	厚生労働省
医療従事者の労働者派遣については、「規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)」を受け、医療分野における労働者派遣のニーズや紹介予定派遣の運用状況、医療サービスの質や同じチームで働く常勤の職員の負担への影響等を踏まえつつ、医療従事者の派遣労働を可能とすべく検討し、平成19年度中に結論を得ることとしたところ。これを受けて、平成19年12月には、地域の医療対策協議会が必要と認めた医療機関への医師の派遣を認める制度改正を実施したところ。(雇用イ)	平成19年度措置済	厚生労働省
平成20年10月30日に国内産農産物の産地品種銘柄の設定等を規定している「国内産農産物銘柄設定等申請要領」(平成16年3月12日付け15総食第719号総合食料局長通知)の一部を改正し、平成21年産から産地品種銘柄の設定方法について新制度を導入する措置を講じた。(農水ア(エ))	平成20年度措置済	農林水産省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期
1025 1313	増殖した土着天敵の利用要件の緩和	農薬取締法第二条第一項の規定に基づく特定農薬(平成15年農林水産省・環境省告示第1号)	現行では、使用・配布を認めていない増殖した土着天敵について、その増殖方法や配布・使用計画などを調査し、土着天敵が当該都道府県外で配付・使用されないことが確認されれば、増殖した土着天敵の配布・使用を認める。	平成20年度中
1026	熔成汚泥灰複合肥料(下水汚泥リサイクル肥料)に係る公定規格の緩和	肥料取締法第三条及び第二十五条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格(昭和61年農林水産省告示第284号)	現行では、化成肥料の原料として利用できない熔成汚泥灰複合肥料について、その製造方法や含有する有害物質の検証を行い、化成肥料に関する安全性が確認されれば、化成肥料の原料として熔成汚泥灰複合肥料の利用を認める。	平成20年度中
1144	液化石油ガス販売事業及び保安業務実施状況の報告様式における押印又は自署署名の省略	液化石油ガスの確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第3条第1項、第29条第1項 「液化石油ガスの確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について」(昭和43年2月12日付け43化第151号通商産業省化学工業局長通達)	通達において規定されている液化石油ガス販売事業及び保安業務実施状況の報告様式について、押印又は自署署名を省略することとし、通達を改正する。	平成20年度中

フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期 等)	所管省庁
土着天敵の増殖に関する全国的調査結果をもとに土着天敵の増殖利用を認めるに当たり必要な管理措置をとりまとめ、平成20年11月21日に開催された農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合に報告し、了承された。これを受け、土着天敵の増殖利用に関する留意事項について都道府県宛に通知した。「特定農薬(特定防除資材)として指定された天敵の留意事項について」(平成21年3月2日付け環水大土発第090302001号、消安第11885号通知)(農水ア(工))	平成20年度措置済	農林水産省 環境省
当該肥料を化成肥料の原料として使用した際の安全性に関して、食品安全委員会への諮問が必要なため、平成20年11月に、申請者に対して必要なデータの提出を求めているところ。データが提出され次第、食品安全委員会への諮問を行う予定。(農水ア(工))	平成21年度中	農林水産省
通達において規定されている液化石油ガス販売事業及び保安業務実施状況の報告様式について、押印又は自署署名を省略することとし、通達を改正する。(平成21年3月末措置予定)(危険工)	平成20年度中	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期
1273	第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施する際の条件の緩和	旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)第1条の2	第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施できる区域について、一定の要件の下、実質的に隣接市町村と同視しうる本土間の地域を追加する。	平成20年度中

フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)	所管省庁
第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施できる区域について、「国土交通大臣の定める区域を定める件(平成19年国土交通省告示第445号)」を改正し、一定の要件の下、実質的に隣接市町村と同視しうる本土間の地域を追加した(平成21年3月施行予定)。(運輸工)	平成20年度中	国土交通省